

## 化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る 総量削減基本方針（第6次）の概要

### 1 総量削減基本方針について

水質総量規制は、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、全ての汚濁発生源について、総合的・計画的に対策を進める制度である。

水質汚濁防止法第4条の2に基づく「総量削減基本方針」は、汚濁負荷の削減目標量及び削減の方途、目標年度等を定める、総量規制制度の根幹を成すもので、昭和54年以来5次にわたり策定されており、総量削減基本方針（第6次）は、公害対策会議の議を経て平成18年11月21日、環境大臣により策定された。

### 2 総量削減基本方針（第6次）の概要

#### （2）削減の方途

平成21年度を目標年度とし、東京湾、伊勢湾、大阪湾は水環境を改善するため、瀬戸内海（大阪湾を除く。）は海域の水質の悪化防止等のために、次の施策を講ずることにより、削減目標量の達成を図る。

下水処理場、浄化槽、農業集落排水施設などの整備、これらの高度化  
適切な総量規制基準の設定による総量規制対象事業場の規制  
環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理、養殖漁場の改善、小規模事業場  
に対する上乘せ排水基準の設定、削減指導等  
情報発信、普及啓発  
干潟の保全・再生

#### （3）削減目標量

（単位：t/日）

|                   |       | 削減目標量<br>(平成21年度における量) | 平成16年度における量 |
|-------------------|-------|------------------------|-------------|
| 東京湾               | COD   | 193                    | 211         |
|                   | 窒素含有量 | 199                    | 208         |
|                   | りん含有量 | 13.9                   | 15.3        |
| 伊勢湾               | COD   | 167                    | 186         |
|                   | 窒素含有量 | 123                    | 129         |
|                   | りん含有量 | 9.6                    | 10.8        |
| 瀬戸内<br>海<br>(大阪湾) | COD   | 537(133)               | 561(144)    |
|                   | 窒素含有量 | 465(116)               | 476(121)    |
|                   | りん含有量 | 29.5(7.5)              | 30.6(8.2)   |

### 3 今後の予定

#### （1）都府県における総量削減計画（第6次）の策定

総量削減計画を平成19年6月頃に策定。

#### （2）総量規制基準（第6次）の設定

総量規制基準（第6次）を平成19年6月頃に定め、同9月頃から適用（既設事業場は平成21年4月1日から適用）。

# 1 水質総量規制とは

(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(濃度基準)のみによっては、COD等の環境基準達成が困難な、人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域を対象として、内陸府県を含め、海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減する制度。  
昭和54年以降、5年ごと5次にわたり実施。

(2) 指定項目: 化学的酸素要求量(COD)、窒素、りん  
(窒素・りんは第5次総量規制から指定項目)

(3) 指定水域・指定地域

## 東京湾

・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の関係地域

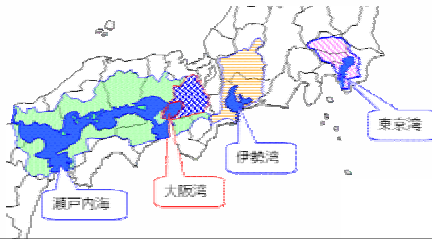
## 伊勢湾

・岐阜県、愛知県、三重県の関係地域

## 瀬戸内海

・京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の関係地域

対象海域と対象地域  
(20都府県の関係地域)



# 2 水質総量規制制度

## 総量削減基本方針(環境大臣)

目標年度、削減目標量、削減に関する基本的事項

・水質汚濁防止法第4条の2  
・都府県知事意見聴取  
・公害対策会議の議を経る

## 総量削減計画(都府県知事)

生活系、産業系、その他系別の削減目標量、方途等

・水質汚濁防止法第4条の3  
・公害対策会議の議を経て環境大臣が同意

## 総量規制基準

・日平均排水量50m<sup>3</sup>の特定事業場に対する  
**負荷量** = 濃度 × 水量の規制

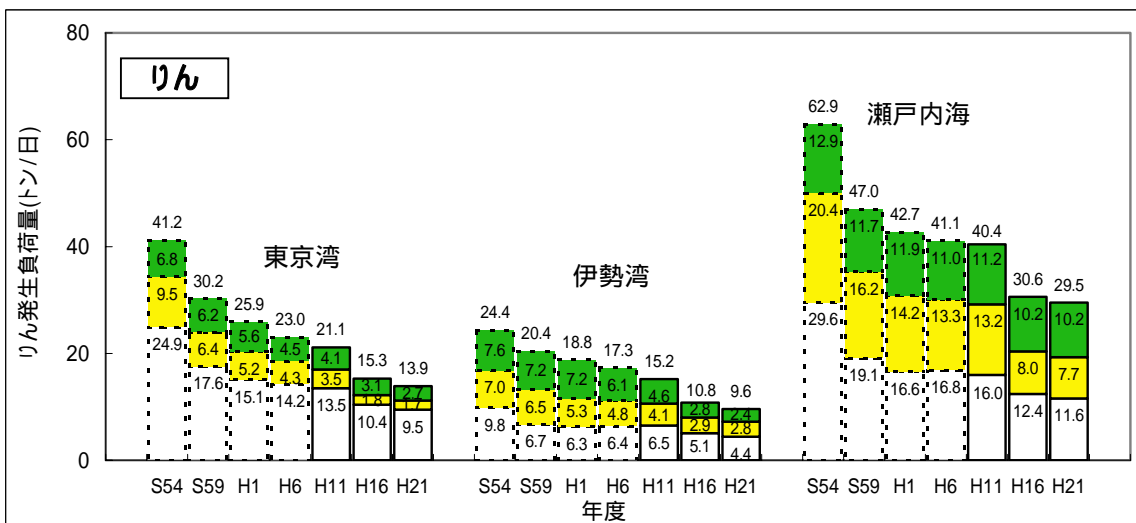
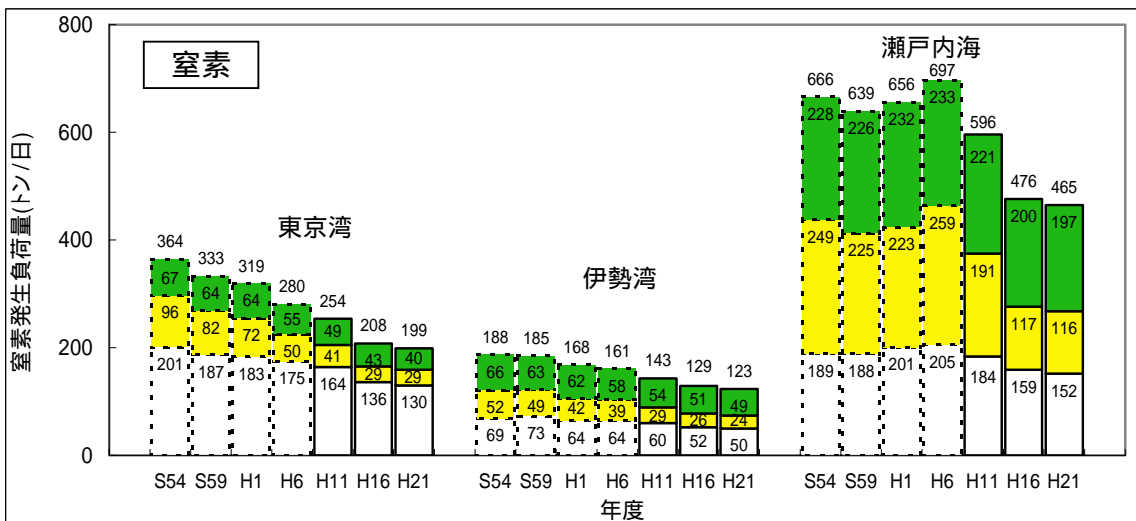
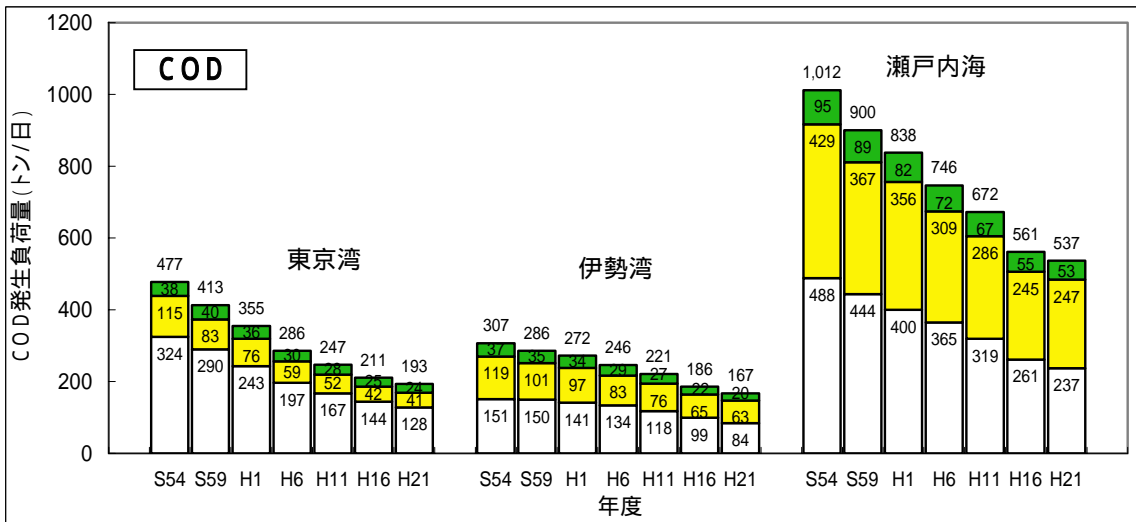
## 削減指導等

・小規模事業場等対策  
・未規制事業場対策  
・農業、畜産農業等  
・底質対策等

## 事業の実施

・下水道・浄化槽等の整備  
・その処理の高度化

### 3 汚濁負荷量の推移及びH21削減目標量



□生活系    □産業系    □その他系

(注1)点線の棒グラフは、関係都府県のデータの集計  
(注2)平成21年度の値は削減目標量とした